

# 入札心得

## (目的)

第1条 釧路自然環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官にその旨を申し出なければならない。

## (入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。
- 3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

## (入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書を提出する場合は、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記すること。
- 3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子入札システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て又は分任支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札者の氏名を標記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。紙による入札の承諾に関しては、承諾願（様式2）を提出するものとする。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を持参させなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

## (入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式4）を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
  - ③ 電子入札システムにあつては、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### （公正な入札の確保）

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - 3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### （入札の取りやめ等）

- 第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### （無効の入札）

- 第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
  - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
  - ④ 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）
  - ⑤ 金額を訂正した入札
  - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
  - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
  - ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

#### （入札書等の取り扱い）

- 第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

#### （落札者の決定）

- 第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 予決令第85条の基準に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子入札システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。  
入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子入札システムによる入札の場合は、分任支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。  
2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。  
2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。  
3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から③のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏」と記載するように申し込むこと。
- (ロ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (ハ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (ニ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (ホ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (ヘ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ト) 請負代金額の変更又は工期の変更等により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (チ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している

場合は、別途、超過分を徴収する。

(ロ) 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

② 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については保証の額を請負代金額の10分の3の金額以上とする。

(オ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

③ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については保証の額を請負代金額の10分の3の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 入 札 書

一金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事 競争契約入札心得等を承諾並びに暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

印

分任支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏 殿

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名



電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事
2. 電子調達システムでの参加が出来ない理由

（記入例）・電子調達システムで参加する手続きが完了していないため。

担当者等連絡先 部 署 名： 責任者名： 担当者名： T E L： F A X： E - m a i l： ※捺印した場合は記載不要
---

# 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏 殿

住所

(委任者) 会社名

代表者氏名



代理人住所

(受任者) 所属 (役職名)

氏名



当社、

を代理人と定め下記権限を委任します。

- 委任事項：1. 令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事の入札及び見積りに関する一切の件  
2. 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：

※捺印した場合は記載不要

# 委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏 殿

代理人住所

(受任者) 所属 (役職名)

氏名

印

複代理人住所

(受任者) 所属 (役職名)

氏名

印

当社、 を復代理人と定め下記権限を委任します。

委任事項：1. 令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事の入札及び見積りに関する一切の件

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

※捺印した場合は記載不要

様式4

## 入 札 辞 退 届

件 名 令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏 殿

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

※捺印した場合は記載不要

入札書封筒の記入例

表

分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏 殿
令和〇年〇月〇日開札
(件名) ) 入札書在中

裏

印
住所 (株) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
印

封緘に使用する印は、入札当日出席する（復）代理人の印（代表者が出席する場合はその印）を使用する。



## 工事請負契約書

- 1 工 事 名 令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事
- 2 工 事 場 所 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目1-1  
阿寒湖畔博物展示施設敷地内（外構工事）
- 3 工 期 令和 年 月 日から  
令和 6年 12月 10日まで
- 4 請負代金額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 円

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 北海道釧路市幸町10丁目3番地  
分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏 印

受 注 者 住 所  
氏 名 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## (関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

## (請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
  - 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### (契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）

の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

### (権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、

受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
  - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
  - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
  - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
  - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と

締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

### (特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

### (監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

### (現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 (A) 専任の主任技術者  
(B) 専任の監理技術者  
(C) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

三 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B) は、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。(C) は、(B) を使用する場合において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

#### (履行報告)

第 11 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### (工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するこ

とができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### (工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

### (支給材料及び貸与品)

第 15 条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

### (工事用地の確保等)

第 16 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### **（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）**

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
  - 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### **（条件変更等）**

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態

が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
  - 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
  - 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### **(設計図書の変更)**

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### **(工事の中止)**

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事

の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (著しく短い工期の禁止)

第 21 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### (受注者の請求による工期の延長)

第 22 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮)

第 23 条 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合

に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### (臨機の措置)

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対

して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

### (一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

### (第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

### (不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確

認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

### (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### (検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、

前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証

契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第2項及び前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### **（保証契約の変更）**

- 第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

#### (部分払)

第38条 削除

#### (部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

#### (国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 削除

#### (国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 削除

## (国債に係る契約の部分払の特則)

### 第 42 条 削除

## (第三者による代理受領)

第 43 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

## (前払金等の不払に対する工事中止)

第 44 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (契約不適合責任)

第 45 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追加をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完

を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### **（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **（受注者の催告による解除権）**

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らし

て軽微であるときは、この限りでない。

### (受注者の催告によらない解除権)

第 51 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

### (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 52 条 第 50 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

### (解除に伴う措置)

第 53 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、第 35 条（第 41 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条、第 48 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 46 条、第 50 条又は第 51 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者

の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### **（発注者の損害賠償請求等）**

- 第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
  - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年

法律第 154 号) の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

6 第 2 項の場合（第 48 条第 9 号及び第 11 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### （談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 54 条の 2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第 2 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引

分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### **（受注者の損害賠償請求等）**

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### **（契約不適合責任期間等）**

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注

者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 削除
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (火災保険等)

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
  - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (制裁金等の徴収)

- 第58条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発

注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

#### (あっせん又は調停)

第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### (仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱いは設計図書に定めるものとする。

#### (補則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

## 仲 裁 合 意 書

工 事 名

工 事 場 所

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発 注 者

住 所 北海道釧路市幸町10丁目3番地  
分任支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所長

岡野 隆宏 印

受 注 者

住 所  
氏 名

印

〔裏面〕

## 仲裁合意書について

### (1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

### (2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

# 令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事

## 見積参考資料

令和6年3月

北海道地方環境事務所

この「見積参考資料」は、入札(見積)参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。したがって「見積参考資料」は業務契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は本業務の趣旨を十分考慮して、業務目的を完遂するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

なお、「見積参考資料」に関する質問は、記載内容に関する不明な点や過誤の点に限り行えるものとする。

また、「見積参考資料」の有効期限は、本業務入札日(見積日)までとする。

# 工 事 費 積 算 出 典 調 書

工 事 名 称	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事	
積算基準、算定基準 及び基準歩掛	土木工事標準積算基準（国交省） 自然公園等工事積算基準（自然公園編）	
材 料 費	建設機械等損料表【令和6年度(2024年度)】 建設物価(建設物価調査会)【令和6年4月(2024年)】 土木コスト情報(建設物価調査会)【令和6年春号】 建築コスト情報(建設物価調査会)【令和6年春号】	積算資料(経済調査会)【令和6年4月(2024年)】 土木施工単価(経済調査会)【令和6年春号】 建築施工単価(経済調査会)【令和6年春号】
労 務 単 価	公共工事設計労務単価 北海道労務単価	
そ の 他	工種区分 施工地域・工事場所による補正 現場環境改善（率分）補正 施工時期(冬期)補正 前払金支出割合区分 契約保証に係る補正 労務単価補正(山岳地等通勤、時間外労働等) その他	補正無し【共通仮設費率+0%、現場管理費率+0%】 計上しない 補正なし 35%を超えるもの【一般管理費率×1.00】 金銭的保証を必要とする場合【一般管理費率+0.04%】

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事 (当初)				事業区分			
					工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷地造成工		式	1					費目行
掘削工		式	1					工種行
掘削(土砂)		m3	240					1号代価表
盛土工		式	1					工種行
盛土	流用土	m3	20					2号代価表
残土処理		式	1					工種行
残土		m3	260					3号代価表
植栽基盤工		式	1					費目行
土壌改良工		式	1					工種行
土壌改良C	幹周15cm以上20cm未満	本	9					4号代価表
土壌改良D	幹周20cm以上25cm未満	本	12					5号代価表
土壌改良E	幹周25cm以上30cm未満	本	16					6号代価表
土壌改良G	幹周35cm以上45cm未満	本	1					7号代価表

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事				(当初)		事業区分		概要
	工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	
土壌改良L			幹周30cm以上50cm未満	本					8号代価表
擁壁工				式	1				費目行
石積工				式	1				工種行
石積			既存改修	箇所	1				9号代価表
構造物撤去工				式	1				費目行
防護柵撤去				式	1				工種行
木柵撤去				m	58				10号代価表
構造物取壊し工				式	1				工種行
石積撤去A				箇所	1				11号代価表
石積撤去B				箇所	1				12号代価表
舗装版切断			アスファルト厚15cm以下	m	4				13号代価表
As舗装撤去			厚80	m2	2				14号代価表
ILB舗装撤去			厚60	m2	353				15号代価表

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事				(当初)		事業区分		概要
	工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	
ILB舗装撤去			厚60 再利用目的	m2	397				16号代価表
小舗石目地撤去				m	45				17号代価表
小舗石目地撤去			再利用目的	m	55				18号代価表
小舗石舗装撤去				m2	12				19号代価表
小舗石舗装撤去			再利用目的	m2	59				20号代価表
石張舗装撤去				m2	16				21号代価表
土間Con撤去				m2	18				22号代価表
縁石撤去			W100	m	30				23号代価表
縁石撤去			W100 再利用目的	m	151				24号代価表
植栽帯縁石撤去				m	20				25号代価表
階段撤去				箇所	1				26号代価表
集水柵撤去			□400×H1.1	箇所	1				27号代価表
記念碑撤去				箇所	1				28号代価表

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事				(当初)		事業区分		概要
	工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	
標識撤去			基	1					29号代価表
テーブル撤去			基	4					30号代価表
手摺撤去			箇所	1					31号代価表
電線管撤去	FEP30	1条	m	29					32号代価表
伐採工			式	1					費目行
高木伐採			式	1					工種行
高木伐採①	幹周20cm未満		本	4					33号代価表
高木伐採②	幹周20cm以上30cm未満		本	15					34号代価表
高木伐採③	幹周30cm以上60cm未満		本	5					35号代価表
高木伐採④	幹周60cm以上90cm未満		本	13					36号代価表
高木伐採⑤	幹周90cm以上120cm未満		本	12					37号代価表
高木伐採⑥	幹周120cm以上150cm未満		本	2					38号代価表
高木伐採⑦	幹周150cm以上180cm未満		本	1					39号代価表

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事 (当初)				事業区分			
					工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
切株撤去	幹周60cm以上90cm未満	本	4					40号代価表
中低木伐採		式	1					工種行
低木伐採①	樹高1m未満	本	2					41号代価表
低木伐採②	樹高1m以上2m未満	本	6					42号代価表
ガラ処分		式	1					費目行
ガラ処分		式	1					工種行
コンクリート有筋処分費	積込運搬共	m3	0.2					43号代価表
コンクリート無筋処分費	積込運搬共	m3	56.4					44号代価表
鋼材処分費		t	0.12					45号代価表
鋼材積込運搬費		t	0.12					46号代価表
石材処分費		t	32					47号代価表
石材積込運搬費		t	32					48号代価表
木材処分費		m3	3.9					49号代価表

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事				(当初)		事業区分		概要
	工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	
木材積込運搬費			m <sup>3</sup>	3.9					50号代価表
廃プラ処分費			k g	5.7					51号代価表
プラ積込運搬費			k g	5.7					52号代価表
アスファルト処分	積込運搬共		m <sup>3</sup>	0.1					53号代価表
伐採樹木処分量			式	1					工種行
幹・葉処分			t	8.7					54号代価表
幹・葉積込運搬費			t	8.7					55号代価表
植栽工			式	1					費目行
高木植栽工			式	1					工種行
アカエゾマツ	H:5.0 C:0.4 W:3.0 三脚鳥居支柱		本	1					56号代価表
アカエゾマツ	H:4.0 C:- W:1.5 三脚鳥居支柱		本	10					57号代価表
アカエゾマツ	H:3.0 C:- W:1.2 二脚鳥居(添木付)		本	12					58号代価表
イタヤカエデ	H:5.0 C:0.25 W:- 二脚鳥居(添木付)		本	2					59号代価表

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事				(当初)		事業区分		概要
	工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	
イタヤカエデ	H:4.0 C:0.18 W:- 二脚鳥居(添木付)		本	2					60号代価表
アズキナシ	H:4.0 C:0.18 W:- 二脚鳥居(添木付)		本	1					61号代価表
コブシ	H:4.0 C:0.25 W:1.2 二脚鳥居(添木付)		本	4					62号代価表
カツラ	H:4.0 C:0.18 W:0.9 二脚鳥居(添木付)		本	6					63号代価表
低木植栽工			式	1					工種行
ハイビヤクシン	L=0.3m		本						64号代価表
地被類植栽工			式	1					工種行
張芝			m2	587					65号代価表
樹名板工			式	1					工種行
樹名札	埋込型 2基/箇所		基	16					66号代価表
雨水排水設備工			式	1					費目行
側溝工			式	1					工種行
側溝 U-240	鉄筋コンクリートU型240 グレーチング蓋細目		m	7					67号代価表

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事 (当初)				事業区分			
					工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
管渠工		式	1					工種行
管渠 VU200	硬質ポリ塩化ビニル管VU200	m	25					68号代価表
集水柵・マンホール工		式	1					工種行
集水柵①	□500×H1300 グレーチング蓋共	箇所	1					69号代価表
浸透柵①	□500×H1000 グレーチング蓋共	箇所	1					70号代価表
既設柵嵩上①	H260嵩上げ	箇所	1					71号代価表
電気設備工		式	1					費目行
電線管路工		式	1					工種行
電線管	FEP30	m	29					72号代価表
ケーブル	撤去材流用	m	30					73号代価表
埋設シート	W150 2倍	m	29					74号代価表
電線管理設	FEP30×1	m	29					75号代価表
園路広場整備工		式	1					費目行

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事 (当初)				事業区分			
					工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
アスファルト系舗装工		式	1					工種行
As舗装	t30・50	m2	2					76号代価表
コンクリート系舗装工		式	1					工種行
ILB舗装A	厚80	m2	173					77号代価表
ILB舗装B1	厚60	m2	279					78号代価表
ILB舗装B2	厚60 撤去材流用	m2	397					79号代価表
石材系舗装工		式	1					工種行
小舗石目地A	撤去材再利用	m	12					80号代価表
小舗石目地B	撤去材再利用	m	43					81号代価表
小舗石舗装復旧	撤去材再利用	m2	59					82号代価表
園路縁石工		式	1					工種行
雑割縁石	雑割石控350内外	m	32					83号代価表
縁石1	W100	m	262					84号代価表

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事				(当初)		事業区分		概要
	工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	
縁石2	W100 撤去材再利用		m	151					85号代価表
切石縁石	W150×h250		m	1					86号代価表
切石縁石(地先)	W150		m	11					87号代価表
車止めブロック	L1800		箇所	2					88号代価表
区画線工			式	1					工種行
駐車線枠線	W150融解式区画線(白)		m	40					89号代価表
国際シンボルマーク			箇所	2					90号代価表
階段工			式	1					工種行
階段A	切石 W3.0m		箇所	1					91号代価表
階段B	切石 W3.0m		箇所	1					92号代価表
階段C	切石 W2.4m		箇所	1					93号代価表
サービス施設整備工			式	1					費目行
ベンチ・テーブル工			式	1					工種行

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事 (当初)				事業区分			
					工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
自然石ベンチA	2000×400×H300	基	1					94号代価表
自然石ベンチB	2000×400×H400	基	1					95号代価表
自然石ベンチC	2000×400×H500	基	1					96号代価表
ベンチ		基						97号代価表
テーブルセット		基						98号代価表
サイン施設工		式	1					工種行
記名サインA	H3300	基						99号代価表
館名板		基	1					100号代価表
誘導(駐車場)サイン	SUS製	基						101号代価表
指導標	H1300	基						102号代価表
路面標示	身障者駐車・一般車両進入禁止・関係者駐車	組						103号代価表
交差点標識		基	1					104号代価表
管理施設設備工		式	1					費目行

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事 (当初)				事業区分			
					工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
柵工		式	1					工種行
木柵	H1000	m	46					105号代価表
手摺A	H850×3.0m	箇所	1					106号代価表
手摺B	H850×2.1m	箇所	1					107号代価表
手摺C	H850×1.2m	箇所	1					108号代価表
車止め工		式	1					工種行
車止め(可動式)	擬石φ250×H450	基	2					109号代価表
直接工事費(軽微な雑品含まない)		式	1					
直接工事費(軽微な雑品含む)		式	1					
共通仮設費		式	1					
共通仮設費		式	1					
運搬費		式	1					1号内訳書
共通仮設費(率計上)		式	1					8.85% ( ) 千円止め

## 設計内訳書

工事名	令和6年度阿寒湖畔博物展示施設外構工事 (当初)				事業区分			
					工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					32.12% () 千円止め
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					17.91%以内
工事価格		式	1					万円止め
消費税相当額		式	1					10%
工事費計		式	1					









## 代価表（積上げ）

4号代価表	土壤改良C	幹周15cm以上20cm未満	単位	本	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	
ネサン2号		真珠岩 <sup>ハ</sup> ライト 100L	L	42			
<sup>ハ</sup> ーク堆肥		樹皮堆肥(40L) 20kg	L	31			
肥料		(緩効性窒素化成肥料)	k g	0.23			
植栽割り増し			%	0.5			諸雑費
計			式	1			
1本当り							

## 代価表（積上げ）

5号代価表	土壤改良D	幹周20cm以上25cm未満	単位	本	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	
ネサン2号		真珠岩 <sup>ハ</sup> ライト 100L	L	66			
<sup>ハ</sup> ーク堆肥		樹皮堆肥(40L) 20kg	L	50			
肥料		(緩効性窒素化成肥料)	k g	0.28			
植栽割り増し			%	0.5			諸雑費
計			式	1			
1本当り							

## 代価表（積上げ）

6号代価表	土壤改良E	幹周25cm以上30cm未満	単位	本	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	
ネサン2号		真珠岩 <sup>ハ</sup> ライト 100L	L	96			
ハーク堆肥		樹皮堆肥(40L) 20kg	L	72			
肥料		(緩効性窒素化成肥料)	k g	0.28			
諸雑費			%	0.5			諸雑費
計			式	1			
1本当り							

## 代価表（積上げ）

7号代価表	土壤改良G	幹周35cm以上45cm未満	単位	本	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
ネサン2号		真珠岩 <sup>ハ</sup> ライト 100L	L		188			
<sup>ハ</sup> ーク堆肥		樹皮堆肥(40L) 20kg	L		141			
肥料		(緩効性窒素化成肥料)	k g		0.44			
植栽割り増し			%		0.5			諸雑費
計			式		1			
1本当り								

## 代価表（積上げ）

8号代価表	土壤改良L	幹周30cm以上50cm未満	単位	本	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
ネサン2号		真珠岩 <sup>ハ</sup> ライト 100L	L	4				
<sup>ハ</sup> ーク堆肥		樹皮堆肥(40L) 20kg	L	3				
肥料		(緩効性窒素化成肥料)	k g	0.09				
植栽割り増し			%	0.5				諸雑費
計			式	1				
1本当り								

## 代価表（積上げ）

9号代価表	石積	既存改修	単位	箇所	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		17.5cmを超え20.0cm以下 再生クラッシュラン40 <sup>0</sup>	m2		2.3		5号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5赤本PⅡ-2-②-2]	
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		1.5		6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内小運搬無し	m3		0.3		7号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5赤本PⅡ-4-①-3]	
石積(練石)(複合)		雑割石 1.5mを超え2.0m以下 18-8-25(普通)生コンクリート小型車割増無 再生クラッシュランRC-40	m2		3		9号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1115 / R5赤本PⅡ-2-④-4]	
基面整正			m2		2.3		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障害無し	m3		4.1		12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		2.6		13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1箇所当り								



















































































































## 代価表 (積上げ)

67号代価表	側溝 U-240	鉄筋コンクリートU型240 グレーチング 蓋細目	単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
U型側溝(標準単価)		据付け L補正無 夜間無 鉄筋コンクリートU型 JISA5372・240・240*240*600 制約無 場 所補正無 砕石有 再生クラッシュ40`0	m		10		80号単価表 [R6改定資料 + R5赤本PVI-1-⑥- 1]	
型枠		一般型枠 小型構造物	m <sup>2</sup>		1		6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m <sup>3</sup>		0.16		81号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
蓋版(標準単価)		据付け 夜間無 蓋版(各種) 240用T-6 コ ンクリート鋼製40kg/枚以下 制約無 小段面 無	枚		10		82号単価表 [R6改定資料 + R5赤本PVI-1-⑥- 2]	
基面整正			m <sup>2</sup>		4.2		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m <sup>3</sup>		3.5		12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m <sup>3</sup>		2.5		13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1m当り								

## 代価表（積上げ）

68号代価表	管渠 VU200	硬質ポリ塩化ビニル管VU200	単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
暗渠排水管		据付 直管 200~400mm	m	10			83号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1172 / R5赤本PⅡ-2-⑩-12]	
路盤用砂			m <sup>3</sup>	3.4			[R06.04]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障害無し	m <sup>3</sup>	12.9			12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m <sup>3</sup>	9.1			84号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式	1				
1m当り								

## 代価表（積上げ）

69号代価表	集水柵①	□500×H1300 グレーチング蓋共	単位	箇所	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュラン 40 <sup>0</sup>	m2		8.1			85号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		72.4			6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m3		6.03			81号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]
蓋版(標準単価)		据付け 夜間無 蓋版(各種) 500*500用 T-2 コンクリート鋼製40kg/枚以下 制約無 小 段面無	枚		10			86号単価表 [R6改定資料 + R5赤本PVI-1-⑥- 2]
基面整正			m2		8.1			11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]
床掘り		土砂 標準 無し 障害無し	m3		106.6			87号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m3		96.7			84号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]
計			式		1			
1箇所当り								

## 代価表（積上げ）

70号代価表	浸透柵①	□500×H1000 グレーチング蓋共	単位	箇所	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
	浸透底塊リング	RLBX-500 同等品	基	10				[見積り]
	浸透角柵	EMBX-500上 同等品	組	10				[見積り]
	浸透角柵	EMBX-500下 同等品	組	10				[見積り]
	スリム側塊	RBX-500ES2 同等品	基	10				[見積り]
	角柵用蓋	RBX-450F 同等品	枚	10				[見積り]
	パンチングバスケット	EMBX450用 同等品	個	10				[見積り]
	ごみ受け	E-390×195 同等品	個	10				[見積り]
	単粒度碎石	4号 30~20mm	m3	3.9				
	施工歩掛		箇所	10				88号単価表
	透水シート敷設		m2	33.1				89号単価表
	透水シート	1×10m	枚	3.31				[見積り]
	床掘り	土砂 小規模	m3	8.9				36号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4]
	埋戻し	小規模 土砂	m3	1.6				37号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12]



## 代価表 (積上げ)

71号代価表	既設柵嵩上①	H260嵩上げ	単位	箇所	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
組立式マンホール 調整リング		600×50mm JSWAS A-11	個	10				
組立式マンホール 調整リング		600×100mm JSWAS A-11	個	20				
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3	0.02				90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5赤本PⅡ-4-①-8]
蓋版(標準単価)		再利用撤去・据付け 夜間無 蓋版(各種) コンクリート鋼製40を超え170kg/枚以下 制約 無 小段面無	枚	10				91号単価表
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m3	3.3				12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4]
計			式	1				
1箇所当り								

















## 代価表（積上げ）

80号代価表	小舗石目地A	撤去材再利用	単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュラン 40 <sup>0</sup>	m2		5		85号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		2		6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m3		0.4		7号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
小舗石舗装工			m2		3		103号単価表 [R5国交省公園緑地P33]	
基面整正			m2		5		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m3		0.8		12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		0.5		13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1m当り								

## 代価表（積上げ）

81号代価表	小舗石目地B	撤去材再利用	単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		5		108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m2		1		104号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-8- 25(20)(高炉)生コンクリート小型車割増無 養 生無し 現場内小運搬無し	m3		0.2		105号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
小舗石舗装工			m2		3		103号単価表 [R5国交省公園緑地P33]	
基面整正			m2		5		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m3		1.1		12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		0.7		13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1m当り								



## 代価表（積上げ）

83号代価表	雑割縁石	雑割石控350内外	単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m <sup>2</sup>		5			108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]
型枠		一般型枠 小型構造物	m <sup>2</sup>		2			6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m <sup>3</sup>		0.45			7号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]
雑割石縁石据付工			m		10			109号単価表 [R5国交省公園緑地P36]
雑割石		300内外×300内外×控350	m		10			[見積り]
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-8- 25(20)(高炉)生コンクリート小型車割増無 養 生無し 現場内小運搬無し	m <sup>3</sup>		0.63			105号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]
基面整正			m <sup>2</sup>		5			11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]
計			式		1			
1m当り								

## 代価表（積上げ）

84号代価表	縁石1	W100	単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
地先境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 再生ク ラッシュンRC-40 18-8-25(普通) 養生無し	m		10		110号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1505 / R5 赤本PIV-2-③-4]	
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3		0.1		90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5 赤本PⅡ-4-①-8]	
花崗岩切石		サクラ系天端小叩き仕上げ 100×150 ×500	m		10		[見積り]	
基面整正			m2		3		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
計			式		1			
1m当り								



## 代価表（積上げ）

86号代価表	切石縁石	W150×h250	単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		3.5			108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m2		1			104号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-5-40(高 炉)生コンクリート小型車割増無 一般養生 現 場内小運搬無し	m3		0.13			112号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3		0.1			90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5 赤本PⅡ-4-①-8]
切石(みかげ石)縁石据付工		150*150*600mm <sup>^</sup> 300*300*900mm	m		10			113号単価表 [R5国交省公園緑地P36]
花崗岩切石		サビ系 見掛りビシヤン仕上 150× 250×600	m		10			[見積り]
基面整正			m2		3.5			11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]
計			式		1			
1m当り								

## 代価表（積上げ）

87号代価表	切石縁石(地先)	W150	単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m <sup>2</sup>		3		108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m <sup>2</sup>		2		104号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m <sup>3</sup>		0.2		81号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
切石(みかげ石)縁石据付工		150*150*600mm <sup>0</sup> 300*300*900mm	m		10		113号単価表 [R5国交省公園緑地P36]	
切石縁石(地先)		桜御影石 150×150×600	m		10		[見積り]	
基面整正			m <sup>2</sup>		3		114号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m <sup>3</sup>		1.3		12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m <sup>3</sup>		1		13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1m当り								







## 代価表（積上げ）

91号代価表	階段A	切石 W3.0m	単位	箇所	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		14.7			108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		7.9			6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m3		2.06			117号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]
溶接金網 D6mm		150×150 継手割増無 SD295A 3.69kg/m2	m2		12.6			[開発局R06.05]
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3		0.39			90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5 赤本PⅡ-4-①-8]
花崗岩切石		サビ系見掛り小叩き仕上300×600×200	m		42.3			[見積り]
基面整正			m2		14.7			11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]
計			式		1			
1箇所当り								

## 代価表（積上げ）

92号代価表	階段B	切石 W3.0m	単位	箇所	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		9.3			108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		5.2			6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m3		1.28			117号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]
溶接金網 D6mm		150×150 継手割増無 SD295A 3.69kg/m2	m2		7.7			[開発局R06.05]
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3		0.24			90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5 赤本PⅡ-4-①-8]
花崗岩切石		サビ系見掛り小叩き仕上300×600×200	m		26.7			[見積り]
基面整正			m2		9.3			11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m3		5.2			12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		1.8			13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]
計			式		1			
1箇所当り								

## 代価表（積上げ）

93号代価表	階段C	切石 W2.4m	単位	箇所	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		4.9			108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		2.9			6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m3		0.65			117号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]
溶接金網 D6mm		150×150 継手割増無 SD295A 3.69kg/m2	m2		3.8			[開発局R06.05]
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3		0.13			90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5 赤本PⅡ-4-①-8]
花崗岩切石		サビ系見掛け小叩き仕上300×600×200	m		13.8			[見積り]
基面整正			m2		4.9			11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]
床掘り		土砂 小規模	m3		3.1			118号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		1.4			13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]
計			式		1			
I箇所当り								

## 代価表（積上げ）

94号代価表	自然石ベンチA	2000×400×H300	単位	基	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		10.5		108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3		0.32		90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5 赤本PⅡ-4-①-8]	
花崗石切石		グレー系 天端水磨き 側面割肌2000 ×400×300	基		10		[見積り]	
施工費		石工手間	基		10		[見積り]	
基面整正			m2		10.5		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m3		9.7		12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		7.5		13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1基当り								

## 代価表（積上げ）

95号代価表	自然石ベンチB	2000×400×H400	単位	基	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		10.5		108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3		0.32		90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5 赤本PⅡ-4-①-8]	
花崗石切石		グレー系 天端水磨き 側面割肌2000 ×400×400	基		10		[見積り]	
施工費		石工手間	基		10		[見積り]	
基面整正			m2		10.5		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m3		9.7		12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		7.5		13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1基当り								

## 代価表（積上げ）

96号代価表	自然石ベンチC	2000×400×H500	単位	基	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cm以下 再生クラッシュラン40~0	m2		10.5		107号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5赤本PⅡ-2-②-2]	
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3		0.32		90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5赤本PⅡ-4-①-8]	
花崗石切石		グレー系 天端水磨き 側面割肌2000×400×500	基		10		[見積り]	
施工費		石工手間	基		10		[見積り]	
基面整正			m2		10.5		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障害無し	m3		9.7		12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		7.5		13号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1基当り								

## 代価表（積上げ）

97号代価表	ベンチ		単位	基	数量	10	単価		
名称		規格	単位	数量	単価	金額			
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		3.2			108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m2		1.6			104号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-8- 25(20)(高炉)生コンクリート小型車割増無 養 生無し 現場内小運搬無し	m3		0.08			105号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		7.2			6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m3		0.54			117号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
ベンチ現場据付費			人		0.3			119号単価表 [見積り]	
ベンチ本体		W1230×D450×H400	基		10			[見積り]	
基面整正			m2		3.2			11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 標準 無し 障害無し	m3		14.9			87号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m3		13.9			84号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1				
1基当り									

## 代価表（積上げ）

98号代価表	テーブルセット		単位	基	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		13.6		108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m2		4.4		104号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-8- 25(20)(高炉)生コンクリート小型車割増無 養 生無し 現場内小運搬無し	m3		0.68		105号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		35.2		6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m3		3.44		117号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
テーブルセット現場据付費			人		1.2		120号単価表 [見積り]	
テーブルセット		W1800	基		10		[見積り]	
基面整正			m2		13.6		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 標準 無し 障害無し	m3		49.2		87号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m3		43.7		84号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1基当り								

## 代価表（積上げ）

99号代価表	記名サインA	H3300	単位	基	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュラン 40 <sup>0</sup>	m2		16.2		121号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m2		3.3		122号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-8- 25(20)(高炉)生コンクリート小型車割増無 養 生無し 現場内小運搬無し	m3		0.81		105号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		59.3		6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-5-40(高 炉)生コンクリート小型車割増無 一般養生 現 場内小運搬無し	m3		12.32		112号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
記名サイン		北黄石小端石材 t15×120内外×控え90 内外	枚		10		[見積り]	
記名サイン現場組立据付費		特殊作業員	人		20		123号単価表 [見積り]	
記名サイン現場組立据付費		普通作業員	人		30		124号単価表 [見積り]	
基面整正			m2		16.2		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 標準 無し 障害無し	m3		90.7		87号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m3		75.1		84号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
	計		式		1			
	1基当り							



## 代価表（積上げ）

101号代価表	誘導(駐車場)サイン	SUS製	単位	基	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		3.2			108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		10			6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m3		1.05			117号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]
身障者用駐車場標識		W400×H1512	基		10			[見積り]
身障者用駐車場標識現場据付費			人		1.2			126号単価表 [見積り]
基面整正			m2		3.2			11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m3		16.6			12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m3		15.2			84号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]
計			式		1			
1基当り								

## 代価表（積上げ）

102号代価表	指導標	H1300	単位	基	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
矢羽根標識現場組立据付費			人		1.2			127号単価表 [見積り]
矢羽根標識		H1300 2方向 表示板3枚含む	基		10			[見積り]
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障害無し	m3		7			12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4]
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		6.8			128号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12]
計			式		1			
1基当り								



## 代価表（積上げ）

104号代価表	交差点標識		単位	基	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュラン 40 <sup>0</sup>	m2		44.6		121号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m2		4.6		122号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-8- 25(20)(高炉)生コンクリート小型車割増無 養 生無し 現場内小運搬無し	m3		2.23		105号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
型枠		一般型枠 小型構造物	m2		82		6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-5-40(高 炉)生コンクリート小型車割増無 一般養生 現 場内小運搬無し	m3		36.99		129号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
交差点標識		H3000×W1250×D1500	基		10		[見積り]	
交差点標識 石張り		北黄石小端石材 t15×120内外×控え90 内外	基		10		[見積り]	
交差点標識現場据付費			人		30		130号単価表 [見積り]	
交差点標識石張現場作業費			人		26		131号単価表 [見積]	
基面整正			m2		42.9		132号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 標準 無し 障害無し	m3		169.2		133号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
	埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m3		123.3		134号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	



## 代価表（積上げ）

105号代価表	木柵	H1000	単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m <sup>2</sup>		1.4		108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]	
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m <sup>2</sup>		0.6		104号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 18-5-40(高 炉)生コンクリート小型車割増無 一般養生 現 場内小運搬無し	m <sup>3</sup>		0.07		112号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
型枠		一般型枠 小型構造物	m <sup>2</sup>		3.9		6号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5 赤本PⅡ-4-②-2]	
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-5-40(高炉)生 コンクリート小型車割増無 一般養生 現場内 小運搬無し	m <sup>3</sup>		0.34		117号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5 赤本PⅡ-4-①-3]	
木柵現場組立据付費			人		0.9		135号単価表 [見積り]	
木柵		H1100 支柱間1.5m 横木3段柵	基		6.6		[見積り]	
基面整正			m <sup>2</sup>		1.4		11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m <sup>3</sup>		8.3		12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]	
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m <sup>3</sup>		7.7		84号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]	
計			式		1			
1m当り								







## 代価表（積上げ）

109号代価表	車止め(可動式)	擬石 φ250×H450	単位	基	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュレン 40 <sup>0</sup>	m2		0.2			108号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5 赤本PⅡ-2-②-2]
モルタル練		普通 1:3 25kg入袋物	m3		0.1			90号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5 赤本PⅡ-4-①-8]
車止めポスト設置			本		10			137号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1472 / R5 赤本PIV-2-①-22]
車止め本体(可動式)		擬石 φ250×H450 基礎ブロック含む	基		10			[見積り]
基面整正			m2		0.2			11号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1044 / R5 赤本PⅡ-1-③-7]
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 障 害無し	m3		3.1			12号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5 赤本PⅡ-1-③-4]
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m3		2.8			128号単価表 [R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5 赤本PⅡ-1-③-12]
計			式		1			
1基当り								























































## 単価表（積上げ）

46号単価表	支障木の伐採 チェンソー伐採	幹周：60cm以上90cm未満	単位	本	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
造園工			人	1.75				[R6.3]
普通作業員			人	3.37				[R6.3]
チェンソー 6h		ガソリンエンジン・鋸長600mm・排気量0.080リットル	日	0.89				
トラック2t積運転 6h/日		近距離運搬	台	2.4				40号単価表
			式	1				

## 単価表（積上げ）

47号単価表	支障木の抜根 機械抜根	幹周：60cm以上90cm未満	単位	本	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
普通作業員			人	4.3				[R6.3]
チェーンソー 6h		ガソリンエンジン・鋸長600mm・排気量0.080リットル	日	0.65				
トラック		クレーン装置付・積載質量4～4.5t積・2.9t吊	時間	4.76				クレーン車運転
トラック2t積運転 6h/日		近距離運搬	台	1.7				40号単価表 トラック運転
			式	1				

## 単価表（積上げ）

48号単価表	支障木の伐採 チェンソー伐採	幹周:90cm以上120cm未満	単位	本	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
造園工			人	3.5			[R6.3]	
普通作業員			人	6.75			[R6.3]	
チェンソー 6h		ガソリンエンジン・鋸長600mm・排気量0.080リットル	日	1.25				
トラック2t積運転 6h/日		近距離運搬	台	3.8			40号単価表	
			式	1				



## 単価表（積上げ）

50号単価表	伐採		単位	本	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
造園工			人	3.5			[R6.3]	
普通作業員			人	6.75			[R6.3]	
チェーンソー運転		80cc鋸長600mm	日	1.25			51号単価表	
トラック運転		2t積	台	3.8			52号単価表	
			式	1				





## 単価表（積上げ）

53号単価表	抜根		単位	本	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
普通作業員			人	10.7			[R6.3]	
チェーンソー運転		80cc鋸長600mm	日	1.6			51号単価表	
クレーン車運転		2.9t吊	時間	11.8			54号単価表	
トラック運転		2t積	台	4.2			52号単価表	
			式	1				













## 単価表（積上げ）

66号単価表	高木植栽工 幹周25≦C<40cm	植栽割増あり 機械 支柱設置する 三脚鳥居支柱	単位	本	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
	土木一般世話役		人	5			[R6.3]	
	造園工		人	23			[R6.3]	
	普通作業員		人	14			[R6.3]	
	高木支柱設置工(公園植栽)	三脚鳥居支柱 幹周30~60cm	本	100			67号単価表	
	トラック	クレーン装置付・積載質量4~4.5t積・2.9t吊	時間	47				
	小型バックホ(賃料)	バケット容量・山積0.13(平積0.10)m3	日	2.1				
	植栽割増		%	0.5			諸雑費	
			式	1				

## 単価表（積上げ）

67号単価表	高木支柱設置工(公園植栽)	三脚鳥居支柱 幹周30~60cm	単位	本	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人	1.8			[R6.3]	
造園工			人	10.2			[R6.3]	
普通作業員			人	5.9			[R6.3]	
造園用 植樹用支柱焼丸太		末口径7.5cm 長さ0.6m	本	100			[開発局R06.05]	
造園用 植樹用支柱焼丸太		末口径7.5cm 長さ1.8m	本	300			[開発局R06.05]	
植栽割増			%	0.5			諸雑費	
諸雑費			%	3			諸雑費 しゆる縄、釘、鉄線等	
			式	1				

## 単価表（積上げ）

68号単価表	高木植栽工 幹周25≦C<40cm	植栽割増あり 針葉樹(高木)アカエゾマツ 高3.0m枝張1.2m 改良材なし 機械 支柱設置する 二脚鳥居支柱(添木付)	単位	本	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人	5			[R6.3]	
造園工			人	23			[R6.3]	
普通作業員			人	14			[R6.3]	
針葉樹(高木)アカエゾマツ		高3.0m 枝張1.2m	本	100				
高木支柱設置工(公園植栽)		二脚鳥居支柱(添木付) 幹周C<30cm	本	100				69号単価表
トラック		クレーン装置付・積載質量4~4.5t積・2.9t吊	時間	47				
小型バックホ(賃料)		バケット容量・山積0.13(平積0.10)m <sup>3</sup>	日	2.1				
植栽割増			%	0.5				諸雑費
			式	1				

## 単価表（積上げ）

69号単価表	高木支柱設置工(公園植栽)	二脚鳥居支柱(添木付) 幹周C<30cm	単位	本	数量	100	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	
	土木一般世話役		人	1.8			[R6.3]
	造園工		人	10.2			[R6.3]
	普通作業員		人	5.9			[R6.3]
	造園用 植樹用支柱焼丸太	末口径6.0cm 長さ0.6m	本	100			[開発局R06.05]
	杉支柱丸太CUAZ-2・ACQ	L1.8m 末口6cm	本	200			
	造園用 梢丸太	元口径6.0cm 長さ4.0m	本	100			[開発局R06.05]
	植栽割増		%	0.5			諸雑費
	諸雑費		%	4			諸雑費 しゅろ縄、釘、鉄線等
			式	1			

## 単価表（積上げ）

70号単価表	高木植栽工 幹周15≦C<25cm	植栽割増あり 落葉樹(高木)イカエテ 高5.0m周0.25m 改良材なし 機械 支柱設置する 二脚鳥居支柱(添木付)	単位	本	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人	5.4			[R6.3]	
造園工			人	27.4			[R6.3]	
普通作業員			人	9.7			[R6.3]	
落葉樹(高木)イカエテ		高5.0m 周0.25m	本	100				
高木支柱設置工(公園植栽)		二脚鳥居支柱(添木付) 幹周C<30cm	本	100				71号単価表
小型バツク杓(賃料)		バツク容量・山積0.13(平積0.10)m3	日	1.9				
植栽割増			%	0.5				諸雑費
			式	1				

## 単価表（積上げ）

71号単価表	高木支柱設置工(公園植栽)	二脚鳥居支柱(添木付) 幹周C<30cm	単位	本	数量	100	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	
土木一般世話役			人	1.8			[R6.3]
造園工			人	10.2			[R6.3]
普通作業員			人	5.9			[R6.3]
造園用 植樹用支柱焼丸太		末口径6.0cm 長さ0.6m	本	100			[開発局R06.05]
杉支柱丸太CUAZ-2・ACQ		L1.8m 末口6cm	本	200			
造園用 梢丸太		元口径6.0cm 長さ4.0m	本	100			[開発局R06.05]
植栽割増			%	0.5			諸雑費
諸雑費			%	4			諸雑費 しゅろ縄、釘、鉄線等
			式	1			

### 単価表（積上げ）

72号単価表	高木植栽工 幹周15≦C<25cm	植栽割増あり 落葉樹(高木)イカエテ 高4.0m周0.18m 改良材なし 機械 支柱設置する 二脚鳥居支柱(添木付)	単位	本	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人	5.4			[R6.3]	
造園工			人	27.4			[R6.3]	
普通作業員			人	9.7			[R6.3]	
落葉樹(高木)イカエテ		高4.0m 周0.18m	本	100				
高木支柱設置工(公園植栽)		二脚鳥居支柱(添木付) 幹周C<30cm	本	100				73号単価表
小型バツク杓(賃料)		バツク容量・山積0.13(平積0.10)m3	日	1.9				
植栽割増			%	0.5				諸雑費
			式	1				

## 単価表（積上げ）

73号単価表	高木支柱設置工(公園植栽)	二脚鳥居支柱(添木付) 幹周C<30cm	単位	本	数量	100	単価		
名称		規格	単位	数量	単価	金額			
土木一般世話役			人	1.8			[R6.3]		
造園工			人	10.2			[R6.3]		
普通作業員			人	5.9			[R6.3]		
造園用 植樹用支柱焼丸太		末口径6.0cm 長さ0.6m	本	100			[開発局R06.05]		
杉支柱丸太CUAZ-2・ACQ		L1.8m 末口6cm	本	200					
造園用 梢丸太		元口径6.0cm 長さ4.0m	本	100			[開発局R06.05]		
植栽割増			%	0.5			諸雑費		
諸雑費			%	4			諸雑費 しゅろ縄、釘、鉄線等		
			式	1					

## 単価表（積上げ）

74号単価表	高木植栽工 幹周15≦C<25cm	植栽割増あり 落葉樹(高木)アズキナシ(カスギ) 高4.0m周0.18m 改良材なし 機械支柱設置する 二脚鳥居支柱(添木付)	単位	本	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人	5.4			[R6.3]	
造園工			人	27.4			[R6.3]	
普通作業員			人	9.7			[R6.3]	
落葉樹(高木)アズキナシ(カスギ)		高4.0m 周0.18m	本	100				
高木支柱設置工(公園植栽)		二脚鳥居支柱(添木付) 幹周C<30cm	本	100			73号単価表	
小型バケツ杓(賃料)		バケツ容量・山積0.13(平積0.10)m3	日	1.9				
植栽割増			%	0.5			諸雑費	
			式	1				

## 単価表（積上げ）

75号単価表	高木植栽工 幹周15≦C<25cm	植栽割増あり 落葉樹(高木)コブシ(含キコブシ) 高4.0m周0.25m枝張1.2m 改良材なし 機械 支柱設置する 二脚鳥居支柱	単位	本	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人	5.4			[R6.3]	
造園工			人	27.4			[R6.3]	
普通作業員			人	9.7			[R6.3]	
落葉樹(高木)コブシ(含キコブシ)		高4.0m 周0.25m 枝張1.2m	本	100				
高木支柱設置工(公園植栽)		二脚鳥居支柱(添木付) 幹周C<30cm	本	100				73号単価表
小型バック杓(賃料)		バケツ容量・山積0.13(平積0.10)m3	日	1.9				
植栽割増			%	0.5				諸雑費
			式	1				

## 単価表（積上げ）

76号単価表	高木植栽工 幹周C<15cm	植栽割増あり 落葉樹(高木)カワ 高4.0m 周0.18m枝張0.9m 改良材なし 人力 支柱設置する 二脚鳥居支柱(添木付)	単位	本	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人	3.2			[R6.3]	
造園工			人	16.1			[R6.3]	
普通作業員			人	9.6			[R6.3]	
落葉樹(高木)カワ		高4.0m 周0.18m 枝張0.9m	本	100				
高木支柱設置工(公園植栽)		二脚鳥居支柱(添木付) 幹周C<30cm	本	100				73号単価表
植栽割増			%	0.5				諸雑費
			式	1				



## 単価表（積上げ）

78号単価表	公園植栽張芝工	野芝 へタ張 芝串無し	単位	m2	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人		0.2		[R6.3]	
造園工			人		1.1		[R6.3]	
普通作業員			人		2.3		[R6.3]	
生芝		ロール芝 厚さ3cm以上 公園用は別途、特別調査とする。	m2		100		[R06.04]	
客土		黒土(植栽用)	m3		2.7		[R06.04]	
植栽割増			%		0.5		諸雑費	
			式		1			









## 単価表（積上げ）

88号単価表	施工歩掛		単位	箇所	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人		0.07		[R6.3]	
特殊作業員			人		0.06		[R6.3]	
普通作業員			人		0.11		[R6.3]	
トラッククレーン		油圧伸縮ジブ型・4.9t吊	時間		0.26		[R6建設機械等損料表]	
諸雑費			%		2		諸雑費	
			式		1			



















## 単価表（積上げ）

103号単価表	小舗石舗装工		単位	m2	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役			人	2.5			[R6.3]	
石工			人	25.6			[R6.3]	
普通作業員			人	9.6			[R6.3]	
諸雑費			%	7			諸雑費 目地モルタル、均しモルタル	
			式	1				



## 単価表（積上げ）

109号単価表	雑割石縁石据付工		単位	m	数量	10	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額		
	土木一般世話役		人	0.23			[R6.3]	
	石工		人	0.87			[R6.3]	
	普通作業員		人	1.16			[R6.3]	
	諸雑費		%	20			諸雑費 コンクリート	
			式	1				



## 単価表（積上げ）

116号単価表	区画線設置(標準単価)	夜間無 溶融式手動 豪雪補正無 実線・15cm 制約無 塗布厚1.5mm 排水無 未供無	単位	m	数量	1,000	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		
	区画線工 昼間施工 豪雪補正無[手間のみ]	溶融式(手動) 実線 15cm 制約なし	m	1,000				
	【旧】塗料(ホケ貝殻入り)	溶融式 白	k g	570			[開発局R03.03]	
	路面標示用塗料	3種1号 JIS K 5665 溶融 ガラスビーズ含有量15~18% 白 比重1.8~2.3	k g	25				
	路面標示用塗料	3種1号 JIS K 5665 溶融 ガラスビーズ含有量15~18% 白 比重1.8~2.3	k g	25				
	軽油	小型ローリーハートロール給油 2~4KL積載車	L	40				
	諸雑費		%	5			諸雑費 プロパンガス等	
			式	1				























## 単価表（施工パッケージ）

1号単価表		掘削		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			54.58				
K1	フルターサ [排出ガス対策型(第3次基準値)]	湿地20t級	54.58				[R6建設機械等損料表]
R			26.70				
R1	運転手(特殊)		26.70				[R6.3]
Z			18.72				
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	18.72				
							R6改定資料 + R5黄本P1007 / R5赤本PⅡ-1-②-7

## 単価表（施工パッケージ）

2号単価表		路体(築堤)盛土		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			15.86				
K1	後方超小旋回バックホウ・クローラ型 (賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.28(平積0.2)m3	8.30				
K2	振動ローラ・搭乗式(賃貸)(長期 割引あり)	コンバインド型 3~4t	7.56				
R			75.54				
R1	運転手(特殊)		66.88				[R6.3]
R2	普通作業員		8.66				[R6.3]
Z			8.60				
Z1	軽油	小型ローラー・パトロール給油 2~4KL積載車	8.60				
							R6改定資料 + R5黄本P1022 / R5赤本PⅡ-1-②-22

## 単価表（施工パッケージ）

3号単価表		土砂等運搬		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			45.59				
K1	ダンプトラック	オンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	45.59				[R6建設機械等損料表]
R			39.52				
R1	運転手(一般)		39.52				[R6.3]
Z			14.89				
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	14.89				
							R6改定資料 + R5黄本P1013 / R5赤本PⅡ-1-②-13

## 単価表（施工パッケージ）

4号単価表		整地		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			23.13				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バック容量・山積0.8(平積0.6)m3	23.13				
R			51.64				
R1	運転手(特殊)		51.64				
Z			25.23				
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	25.23				
							R6改定資料 + R5黄本P1020 / R5赤本PⅡ-1-②-20

## 単価表（施工パッケージ）

5号単価表		基礎砕石		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			4.99				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.8(平積0.6)m3	4.96				
R			69.17				
R1	普通作業員		33.14				[R6.3]
R2	特殊作業員		14.04				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		13.23				[R6.3]
R4	土木一般世話役		8.28				[R6.3]
Z			25.84				
Z1	再生クラッシュラン	40~0mm	21.33				
Z2	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	4.48				
							R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5赤本P II-2-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

6号単価表		型枠		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			100				
R1	型わく工		43.77				[R6.3]
R2	普通作業員		31.27				[R6.3]
R3	土木一般世話役		11.92				[R6.3]
							R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5赤本PⅡ-4-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

7号単価表		コンクリート		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			42.01				
R1	普通作業員		22.75				[R6.3]
R2	土木一般世話役		9.31				[R6.3]
R3	特殊作業員		7.89				[R6.3]
Z			57.99				
Z1	生コンクリート	18-5-40(高炉) 生コンクリート小型車割増無	57.99				
							R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5赤本PⅡ-4-①-3

## 単価表（施工パッケージ）

9号単価表		石積(練石)(複合)		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価		摘 要
K			4.80				
K1	バックホウ・クロー型クレーン付(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.28(平積0.2)m <sup>3</sup> ・吊能力1.7t	4.80				
R			66.52				
R1	普通作業員		34.37				[R6.3]
R2	運転手(特殊)		17.23				[R6.3]
R3	石工		8.41				[R6.3]
R4	特殊作業員		3.78				[R6.3]
Z			28.68				
Z1	生コンクリート	18-8-25(普通) 生コンクリート小型車割増無	24.53				
Z2	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	2.25				
Z3	再生骨材	0~40mm	1.90				[R06.04]
							R6改定資料 + R5黄本P1115 / R5赤本PⅡ-2-④-4





## 単価表（施工パッケージ）

13号単価表		埋戻し		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			9.57				
K1	バックホウ[排出ガス対策型(2014年規制)]	クローラ型・山積0.45m3・超低騒音・後方超小旋回	8.96				[R6建設機械等損料表]
K2	クワ(賃貸)(長期割引あり)	質量60~80kg	0.61				
R			86.79				
R1	普通作業員		53.01				[R6.3]
R2	特殊作業員		25.36				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		8.42				[R6.3]
Z			3.64				
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	2.80				
Z2	ガソリン	レギュラー	0.84				
							R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12

## 単価表（施工パッケージ）

17号単価表		舗装版切断		単位	m	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価		摘 要
K			15.42				
K1	コンクリートカッタ	バキューム式・超低騒音型・湿式・深20cm・プレート径56cm	10.49				[R6建設機械等損料表]
R			57.13				
R1	特殊作業員		19.60				[R6.3]
R2	土木一般世話役		10.55				[R6.3]
R3	普通作業員		8.73				[R6.3]
Z			27.45				
Z1	コンクリートカッタプレート	径45cm(18インチ) 自走式カッタ車用	23.29				
Z2	ガソリン	レギュラー	2.83				
							R6改定資料 + R5黄本P1535 / R5赤本PIV-3-③-1

## 単価表（施工パッケージ）

18号単価表		舗装版破碎		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			13.49				
K1	後方超小旋回バックホウ・クローラ型 (賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.45(平積0.35)m3	13.49				
R			80.49				
R1	土木一般世話役		28.91				[R6.3]
R2	運転手(特殊)		27.69				[R6.3]
R3	普通作業員		23.89				[R6.3]
Z			6.02				
Z1	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	6.02				
							R6改定資料 + R5黄本P1533 / R5赤本PIV-3-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

24号単価表		舗装版破砕		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価		摘 要
K			31.25				
K1	コンクリート圧砕装置<大割機>	建物・幅735~850mm・破砕力550~980kN	21.35				[R6建設機械等損料表]
K2	後方超小旋回バックホウ・クローラ型 (賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.45(平積0.35)m3	9.90				
R			63.16				
R1	運転手(特殊)		28.06				[R6.3]
R2	普通作業員		24.19				[R6.3]
R3	土木一般世話役		10.91				[R6.3]
Z			5.59				
Z1	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	5.59				
							R6改定資料 + R5黄本P1533 / R5赤本PIV-3-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

26号単価表		地先境界ブロック撤去		単位	m	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			4.45				
K1	超小旋回バックホウ・クローラ型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.22(平積0.16)m <sup>3</sup>	4.45				
R			93.95				
R1	普通作業員		47.66				[R6.3]
R2	土木一般世話役		19.20				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		18.40				[R6.3]
Z			1.60				
Z1	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	1.60				
							R6改定資料 + R5黄本P1507 / R5赤本PIV-2-③-6

## 単価表（施工パッケージ）

28号単価表		地先境界ブロック撤去		単位		m		単価		摘要	
	名称	規格	構成比	基準地区単価	積算地区単価						
K			4.19								
K1	超小旋回バックホウ・クローラ型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.22(平積0.16)m <sup>3</sup>	4.19								
R			94.31								
R1	普通作業員		29.92								[R6.3]
R2	土木一般世話役		18.08								[R6.3]
R3	運転手(特殊)		17.33								[R6.3]
R4	特殊作業員		16.70								[R6.3]
Z			1.50								
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロー給油 2~4KL積載車	1.50								
											R6改定資料 + R5黄本P1507 / R5赤本PIV-2-③-6

## 単価表（施工パッケージ）

36号単価表		床掘り		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			19.87				
K1	【R5】バックホウ[排出ガス対策型(第1次基準値)]	クローラ型・山積0.28m3(平0.2 m3)後方超小旋回	19.87				[R5建設機械等損料表]
R			72.99				
R1	運転手(特殊)		39.96				[R6.3]
R2	普通作業員		33.03				[R6.3]
Z			7.14				
Z1	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	7.14				
							R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4

## 単価表（施工パッケージ）

37号単価表		埋戻し		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			9.48				
K1	【R5】バックホウ[排出ガス対策型(第1次基準値)]	クローラ型・山積0.28m3(平0.2 m3)後方超小旋回	8.90				[R5建設機械等損料表]
K2	ソノマ	質量60~80kg	0.58				[R6建設機械等損料表]
R			86.47				
R1	普通作業員		49.42				[R6.3]
R2	特殊作業員		19.17				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		17.88				[R6.3]
Z			4.05				
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	3.20				
Z2	ガソリン	レギュラー	0.85				
							R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12

## 単価表（施工パッケージ）

60号単価表		殻運搬		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			41.69				
K1	ダンプトラック	オンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	41.69				[R6建設機械等損料表]
R			43.88				
R1	運転手(一般)		43.88				[R6.3]
Z			14.43				
Z1	軽油	小型ローリー・ハートロール給油 2~4KL積載車	14.43				
							R6改定資料 + R5黄本P1271 / R5赤本P II-2-25-1

## 単価表（施工パッケージ）

61号単価表		殻運搬		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			41.69				
K1	ダンプトラック	オンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	41.69				[R6建設機械等損料表]
R			43.88				
R1	運転手(一般)		43.88				[R6.3]
Z			14.43				
Z1	軽油	小型ローリー・ハートロール給油 2~4KL積載車	14.43				
							R6改定資料 + R5黄本P1271 / R5赤本P II-2-25-1

## 単価表（施工パッケージ）

62号単価表		現場発生品及び支給品運搬		単位	t	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			13.58				
K1	トラック	クレーン装置付・積載質量 2t積・2.9t吊	13.58				[R6建設機械等損料表]
R			83.54				
R1	運転手(特殊)		42.54				[R6.3]
R2	特殊作業員		41				[R6.3]
Z			2.88				
Z1	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	2.88				
							R6改定資料 + R5黄本P1663 / R5赤本P I-2-③-3

## 単価表（施工パッケージ）

63号単価表		殻運搬		単位	t	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			41.69				
K1	ダンプトラック	オンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	41.69				[R6建設機械等損料表]
R			43.88				
R1	運転手(一般)		43.88				[R6.3]
Z			14.43				
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	14.43				
							R6改定資料 + R5黄本P1271 / R5赤本PⅡ-2-25-1

## 単価表（施工パッケージ）

64号単価表		現場発生品及び支給品運搬		単位	t	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			17.08				
K1	トラック	クレーン装置付・積載質量 4~4.5t積・2.9t吊	17.08				[R6建設機械等損料表]
R			79.03				
R1	運転手(特殊)		40.25				[R6.3]
R2	特殊作業員		38.78				[R6.3]
Z			3.89				
Z1	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	3.89				
							R6改定資料 + R5黄本P1663 / R5赤本P I -2-③-3

## 単価表（施工パッケージ）

65号単価表		殻運搬		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			44 95				
K1	ダンプトラック	オンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	44 95				[R6建設機械等損料表]
R			38 97				
R1	運転手(一般)		38 97				[R6.3]
Z			16 08				
Z1	軽油	小型ローリー・ハートロール給油 2~4KL積載車	16 08				
							R6改定資料 + R5黄本P1271 / R5赤本PⅡ-2-25-1

## 単価表（施工パッケージ）

81号単価表		コンクリート		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			42.01				
R1	普通作業員		22.75				[R6.3]
R2	土木一般世話役		9.31				[R6.3]
R3	特殊作業員		7.89				[R6.3]
Z			57.99				
Z1	生コンクリート	18-5-40(高炉) 生コンクリート小型車割増無	57.99				
							R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5赤本PⅡ-4-①-3

## 単価表（施工パッケージ）

83号単価表		暗渠排水管		単位	m	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			12.99				
R1	普通作業員		9.26				[R6.3]
R2	土木一般世話役		3.73				[R6.3]
Z			87.01				
Z1	硬質ポリ塩化ビニル管 薄肉管 (VU)	200 216×6.5×4	87.01				
							R6改定資料 + R5黄本P1172 / R5赤本PⅡ-2-⑩-12

## 単価表（施工パッケージ）

84号単価表		埋戻し		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			9.76				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.8(平積0.6)m3	8.18				
K2	振動ローラ・ハンドガイト式(賃貸)(長期割引あり)	0.5~0.6t	1.48				
K3	クンパ(賃貸)(長期割引あり)	質量60~80kg	0.10				
R			81.50				
R1	普通作業員		39.69				[R6.3]
R2	特殊作業員		26.02				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		15.79				[R6.3]
Z			8.74				
Z1	軽油	小型ローラー・パトロール給油 2~4KL積載車	8.61				
Z2	ガソリン	レキユラー	0.13				
							R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12

## 単価表（施工パッケージ）

85号単価表		基礎砕石		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価		摘 要
K			5.27				
K1	バックホウ・クローラ型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.8(平積0.6)m3	5.24				
R			73.08				
R1	普通作業員		35.03				[R6.3]
R2	特殊作業員		14.83				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		13.97				[R6.3]
R4	土木一般世話役		8.75				[R6.3]
Z			21.65				
Z1	再生クラッシュラン	40~0mm	16.89				
Z2	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	4.73				
							R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5赤本PⅡ-2-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

87号単価表		床掘り		単位		m3		単価		摘要	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価						
K			23.14								
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バック容量・山積0.8(平積0.6)m3	23.14								
R			53.20								
R1	運転手(特殊)		53.20								[R6.3]
Z			23.66								
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	23.66								
											R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4

## 単価表（施工パッケージ）

90号単価表		モルタル練		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			83.30				
R1	普通作業員		55.43				[R6.3]
R2	土木一般世話役		27.71				[R6.3]
Z			16.70				
Z1	ポルトランドセメント 普通	25kg入袋物	11.28				
Z2	切込砂利	0~80mm	5.42				[R06.04]
							R6改定資料 + R5黄本P1284 / R5赤本PⅡ-4-①-8

## 単価表（施工パッケージ）

95号単価表		表層(車道・路肩部)		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価		摘 要
K			0.44				
K1	振動ローラ(舗装用)	ハッドガイト式・質量0.5~0.6t	0.24				[R6建設機械等損料表]
K2	振動コンパクタ	前進型・質量40~60kg	0.14				[R6建設機械等損料表]
R			43.60				
R1	特殊作業員		19.29				[R6.3]
R2	普通作業員		13.81				[R6.3]
R3	土木一般世話役		4.17				[R6.3]
Z			55.96				
Z1	アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13) 小型車割増無	54.13				
Z2	アスファルト乳剤	PK4 タックコート用	1.60				
Z3	ガソリン	レキユーラー	0.17				
Z4	軽油	小型ローラー・パトロール給油 2~4KL積載車	0.03				
							R6改定資料 + R5黄本P1440 / R5赤本PIV-1-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

97号単価表		基層(車道・路肩部)		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価		摘 要
K			0.52				
K1	振動ローラ(舗装用)	ハットガイト式・質量0.5~0.6t	0.29				[R6建設機械等損料表]
K2	振動コンパクタ	前進型・質量40~60kg	0.16				[R6建設機械等損料表]
R			51.12				
R1	特殊作業員		22.64				[R6.3]
R2	普通作業員		16.17				[R6.3]
R3	土木一般世話役		4.89				[R6.3]
Z			48.36				
Z1	アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13) 小型車割増無	42.59				
Z2	アスファルト乳剤	PK3 プライムコート用	5.49				
Z3	ガソリン	レギュラー	0.20				
Z4	軽油	小型ローラー・パトロール給油 2~4KL積載車	0.04				
							R6改定資料 + R5黄本P1440 / R5赤本PIV-1-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

99号単価表		下層路盤(歩道部)		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			5.62				
K1	小型バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.11(平積0.08)m3	2.91				
K2	振動ローラ・搭乗式(賃貸)(長期割引あり)	コンパインド型 3~4t	2.55				
R			72.88				
R1	普通作業員		30.50				[R6.3]
R2	運転手(特殊)		26.32				[R6.3]
R3	特殊作業員		13.94				[R6.3]
Z			21.50				
Z1	再生骨材	0~40mm	19.41				[R06.04]
Z2	軽油	小型ローラー・ハトロール給油 2~4KL積載車	2.03				
							R6改定資料 + R5黄本P1425 / R5赤本PIV-1-①-5

## 単価表（施工パッケージ）

101号単価表		下層路盤(歩道部)		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			5.62				
K1	小型バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.11(平積0.08)m3	2.91				
K2	振動ローラ・搭乗式(賃貸)(長期割引あり)	コンパインド型 3~4t	2.55				
R			72.88				
R1	普通作業員		30.50				[R6.3]
R2	運転手(特殊)		26.32				[R6.3]
R3	特殊作業員		13.94				[R6.3]
Z			21.50				
Z1	再生骨材	0~40mm	19.41				[R06.04]
Z2	軽油	小型ローラー・ハトロール給油 2~4KL積載車	2.03				
							R6改定資料 + R5黄本P1425 / R5赤本PIV-1-①-5

## 単価表（施工パッケージ）

104号単価表	型枠			単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			100				
R1	型わく工		58.35				[R6.3]
R2	普通作業員		20.27				[R6.3]
R3	土木一般世話役		6.13				[R6.3]
							R6改定資料 + R5黄本P1289 / R5赤本PⅡ-4-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

105号単価表		コンクリート		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			27.04				
R1	普通作業員		11.44				[R6.3]
R2	特殊作業員		7.77				[R6.3]
R3	土木一般世話役		6.06				[R6.3]
Z			72.96				
Z1	生コンクリート	18-8-25(普通) 生コンクリート小型車割増無	72.96				
							R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5赤本PⅡ-4-①-3

## 単価表（施工パッケージ）

107号単価表		基礎砕石		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			5.94				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.8(平積0.6)m3	5.90				
R			82.36				
R1	普通作業員		39.47				[R6.3]
R2	特殊作業員		16.71				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		15.75				[R6.3]
R4	土木一般世話役		9.86				[R6.3]
Z			11.70				
Z1	再生クラッシュラン	40~0mm	6.34				
Z2	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	5.33				
							R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5赤本PⅡ-2-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

108号単価表		基礎砕石		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			5.58				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.8(平積0.6)m3	5.55				
R			77.45				
R1	普通作業員		37.13				[R6.3]
R2	特殊作業員		15.71				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		14.81				[R6.3]
R4	土木一般世話役		9.27				[R6.3]
Z			16.97				
Z1	再生クラッシュラン	40~0mm	11.93				
Z2	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	5.01				
							R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5赤本PⅡ-2-②-2

## 単価表（施工パッケージ）

110号単価表		地先境界ブロック		単位	m	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価		摘 要
K			0.35				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.8(平積0.6)m <sup>3</sup>	0.35				
R			76.95				
R1	普通作業員		29.08				[R6.3]
R2	土木一般世話役		15.38				[R6.3]
R3	特殊作業員		13.80				[R6.3]
R4	型わく工		11.70				[R6.3]
Z			22.70				
Z1	地先境界ブロック		12.55				
Z2	生コンクリート	18-8-25(普通) 生コンクリート小型車割増無	9.09				
Z3	再生クラッシュラン	40~0mm	0.75				
Z4	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	0.31				
							R6改定資料 + R5黄本P1505 / R5赤本PIV-2-③-4

## 単価表（施工パッケージ）

111号単価表		地先境界ブロック		単位	m	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			0.40				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.8(平積0.6)m3	0.40				
R			87.99				
R1	普通作業員		33.24				[R6.3]
R2	土木一般世話役		17.59				[R6.3]
R3	特殊作業員		15.78				[R6.3]
R4	型わく工		13.38				[R6.3]
Z			11.61				
Z1	生コンクリート	18-8-25(普通) 生コンクリート小型車割増無	10.39				
Z2	再生クラッシュラン	40~0mm	0.86				
Z3	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	0.36				
							R6改定資料 + R5黄本P1505 / R5赤本PIV-2-③-4

## 単価表（施工パッケージ）

112号単価表		コンクリート		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			29/40				
R1	普通作業員		13/20				[R6.3]
R2	特殊作業員		7/51				[R6.3]
R3	土木一般世話役		6/69				[R6.3]
Z			70/60				
Z1	生コンクリート	18-5-40(高炉) 生コンクリート小型車割増無	70/60				
							R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5赤本PⅡ-4-①-3



## 単価表（施工パッケージ）

115号単価表		地先境界ブロック		単位	m	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			3.96				
K1	超小旋回バックホウロープ型クレーン付 (賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.28(平積0.2)m <sup>3</sup> ・吊 能力1.7t	3.96				
R			66.64				
R1	普通作業員		22.71				[R6.3]
R2	土木一般世話役		13.71				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		13.14				[R6.3]
R4	特殊作業員		12.67				[R6.3]
Z			29.40				
Z1	地先境界ブロック		27.62				
Z2	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	1.78				
							R6改定資料 + R5黄本P1505 / R5赤本PIV-2-③-4

## 単価表（施工パッケージ）

117号単価表		コンクリート		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			42.01				
R1	普通作業員		22.75				[R6.3]
R2	土木一般世話役		9.31				[R6.3]
R3	特殊作業員		7.89				[R6.3]
Z			57.99				
Z1	生コンクリート	18-5-40(高炉) 生コンクリート小型車割増無	57.99				
							R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5赤本PⅡ-4-①-3

## 単価表（施工パッケージ）

118号単価表		床掘り		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			19.87				
K1	【R5】バックホウ[排出ガス対策型(第1次基準値)]	クローラ型・山積0.28m3(平0.2 m3)後方超小旋回	19.87				[R5建設機械等損料表]
R			72.99				
R1	運転手(特殊)		39.96				[R6.3]
R2	普通作業員		33.03				[R6.3]
Z			7.14				
Z1	軽油	小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	7.14				
							R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4

## 単価表（施工パッケージ）

121号単価表		基礎砕石		単位	m2	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			5.27				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.8(平積0.6)m3	5.24				
R			73.08				
R1	普通作業員		35.03				[R6.3]
R2	特殊作業員		14.83				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		13.97				[R6.3]
R4	土木一般世話役		8.75				[R6.3]
Z			21.65				
Z1	再生骨材	0~40mm	16.89				[R06.04]
Z2	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	4.73				
							R6改定資料 + R5黄本P1076 / R5赤本PⅡ-2-②-2



## 単価表（施工パッケージ）

128号単価表		埋戻し		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			9.57				
K1	バックホウ[排出ガス対策型(2014年規制)]	クローラ型・山積0.45m3・超低騒音・後方超小旋回	8.96				[R6建設機械等損料表]
K2	クワ(賃貸)(長期割引あり)	質量60~80kg	0.61				
R			86.79				
R1	普通作業員		53.01				[R6.3]
R2	特殊作業員		25.36				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		8.42				[R6.3]
Z			3.64				
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	2.80				
Z2	ガソリン	レギュラー	0.84				
							R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12

## 単価表（施工パッケージ）

129号単価表		コンクリート		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
R			29.40				
R1	普通作業員		13.20				[R6.3]
R2	特殊作業員		7.51				[R6.3]
R3	土木一般世話役		6.69				[R6.3]
Z			70.60				
Z1	生コンクリート	18-5-40(高炉) 生コンクリート小型車割増無	70.60				
							R6改定資料 + R5黄本P1280 / R5赤本PⅡ-4-①-3



## 単価表（施工パッケージ）

133号単価表		床掘り		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			23.14				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バック容量・山積0.8(平積0.6)m3	23.14				
R			53.20				
R1	運転手(特殊)		53.20				[R6.3]
Z			23.66				
Z1	軽油	小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	23.66				
							R6改定資料 + R5黄本P1041 / R5赤本PⅡ-1-③-4

## 単価表（施工パッケージ）

134号単価表		埋戻し		単位	m3	単価	
	名 称	規 格	構成比	基準地区単価	積算地区単価	摘 要	
K			9.76				
K1	バックホウ・クロー型(賃貸)(長期割引あり)	バケット容量・山積0.8(平積0.6)m3	8.18				
K2	振動ローラ・ハンドガイト式(賃貸)(長期割引あり)	0.5~0.6t	1.48				
K3	クワ(賃貸)(長期割引あり)	質量60~80kg	0.10				
R			81.50				
R1	普通作業員		39.69				[R6.3]
R2	特殊作業員		26.02				[R6.3]
R3	運転手(特殊)		15.79				[R6.3]
Z			8.74				
Z1	軽油	小型ローラー・パトロール給油 2~4KL積載車	8.61				
Z2	ガソリン	レキユラー	0.13				
							R6改定資料 + R5黄本P1048 / R5赤本PⅡ-1-③-12

